

議案第73号

勝山市職員の旅費支給に関する条例等の一部改正について

勝山市職員の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月25日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例について所要の改正を行いたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市職員の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例

(勝山市職員の旅費支給に関する条例の一部改正)

第1条 勝山市職員の旅費支給に関する条例(昭和29年勝山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(旅費の支給)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 職員が第2項第1号の規定に該当する場合において地方公務員法第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により、退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず旅費は支給しない。</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 職員が第2項第1号の規定に該当する場合において地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により、退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず旅費は支給しない。</p> <p>5～8 (略)</p>

(勝山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 勝山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年勝山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。